

## 公益財団法人日本体育施設協会体育施設功労者表彰規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本体育施設協会（以下「協会」という。）定款第4条の規定に基づき、体育施設功労者の表彰を行う場合は、この規程の定めるところによる。

(表彰の対象者)

第2条 この表彰の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 協会の維持会員である都道府県体育施設協会に加入している体育施設等に勤務する職員（常勤の嘱託職員を含む。）
- 二 協会の特別会員である法人及びこれに所属する職員
- 三 協会の役員等
- 四 その他、全国の体育施設等に勤務する者

(表彰の方法)

第3条 この表彰は、表彰状又は感謝状を授与することにより行う。

(表彰状を授与される者の選考基準)

第4条 表彰状を授与される者の基準は、次のとおりとする。

- 一 協会の維持会員に所属する体育施設又は特別会員に所属する会社等に勤務する者の中から、その年の3月31日(同日付け退職者を含む)に勤務年数が通算10年以上で、成績が特に優秀な者
- 二 協会の維持会員に所属する体育施設又は特別会員に所属する会社等に勤務する者の中から、わが国の体育・スポーツ・レクリエーション関係施設、設備及び用器具づくり等の発展に努力し、広く社会的に実績が認められた者
- 三 協会の特別会員に所属する会社等の中から、わが国の体育・スポーツ施設の発展又は改善に著しく貢献してきた法人
- 四 全国の体育施設等に勤務する者の中から、わが国の体育施設の運営及び施設・設備・用具の改良等に努力し、広く社会的に実績が認められた者

(表彰状を授与される者の選考の優先順位)

第5条 維持会員に所属する職員で表彰状を授与される者は満50歳以上の者とし、その選考の優先順位については、次の各号による。

- 一 整備実務担当者
- 二 体育指導者
- 三 事務担当者

2 特別会員に所属する職員で表彰状を授与される者は満35歳以上の者とし、その選考の優先順位については、次の各号による。

- 一 現業等の第一線の業務に従事している者
- 二 特別会員研究部会の運営等に特段の功績があった者

3 全国の体育施設等に勤務する者の選考の優先順位については第1項に準ずる。

(表彰状を授与される者の推薦者数)

第6条 維持会員に所属する職員の推薦については、1団体2名程度とする。

2 特別会員に所属する職員の推薦については、各研究部会ごとに候補者を厳正審査の上、各部長名で推薦し、推薦者数は5社につき1名程度を目安とする。

(感謝状を授与される者の選考基準)

第7条 感謝状を授与される者の基準は、次の各号に該当する者とする。

- 一 協会の役員として3年以上在任した者
- 二 体育施設の建設に特段の功績があった者
- 三 協会の事業に賛同し、多額の金品を寄付した者
- 四 前各号のほか、協会の運営等に特段の功績があった者

(推薦の期限)

第8条 被表彰者の推薦は、毎年、3月15日までに別記様式第1号～第3号により協会会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(被表彰候補者の推薦)

第9条 協会の会長が、第5条及びこの規程の範囲内で特に必要と認めた者を、また、都道府県体育施設協会会長及び特別会員代表者が第4条及び第5条第2項により特に必要と認めた者を、それぞれ被表彰候補者として推薦するものとする。

2 第4条第四号に該当する者については、所属長が推薦する。

(被表彰者の決定)

第10条 会長は、前条により推薦された被表彰候補者の中から、選考会に諮り、被表彰者を決定する。

(表彰)

第11条 この表彰は、毎年全国体育施設研究協議大会の際に、別に定める表彰状又は感謝状を授与して行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。